

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 水産物直売所用

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン



検索

< URL : <https://www.e-survey.go.jp> >

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。
なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

(1) 調査の対象

「水産物直売所」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。「水産物直売所」とは、食品衛生法に基づく「魚介類販売業」の許可を得て、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類、水産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売する場所や施設をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

(3) 記入上の注意

- 同封の「**記入の仕方**」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げ**て記入してください。
- 複数の水産物直売所を運営している場合
 - 漁業者(個人、団体)の方は、**複数の水産物直売所分を合算して記入**してください。
 - 漁業協同組合等の方は、**封筒の宛先の水産物直売所分のみ記入**してください。

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 水産物直売所の概要
太枠の中をご記入ください。

（1） 水産物直売所はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、「2」及び「3」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②
	漁業協同組合等		・水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等	③

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。
個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）

（2） 令和7年度の水産物直売所の年間営業日数を記入してください。現在、休業又は廃業している場合でも、令和7年度に1日でも営業していれば、本調査の対象となります。なお、1日1時間でも営業すれば1日とします。
また、水産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号1つに○を記入してください。

102	年間営業日数	日	0日の場合は、以下の設問に進んでください。
-----	--------	---------------	-----------------------

1日以上の場合は、次の営んでいる期間の設問に進んでください。

水産物直売所を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和 年 月 から 令和 年 月 まで 休業・廃業

例）令和7年4月から令和8年5月まで

休業

 廃業
 令和7年4月から令和 年 月 まで 休業

廃業

103	通年営業	1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合	①
104	季節的営業	通年営業以外の場合	②

調査終了となります。
 ご協力ありがとうございました。

（3） 令和7年度の水産物直売所の年間販売金額を記入してください。なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

105	年間販売金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円	106	販売金額なし	①

※消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例）・1万円単位の記入方法：販売金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：販売金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

(4) 令和7年度に販売した水産物について、販売先別に販売金額割合を記入してください。

販売先		販売金額割合	
107	消費者への 直接販売	直売所での販売	%
108		インターネットでの販売	%
109		その他の方法での販売	%
110	小 売 業		%
111	食 品 製 造 業		%
112	外 食 産 業		%
113	ホテル、旅館等の宿泊施設		%
114	学 校 給 食		%
115	病 院、福 祉 施 設		%
116	そ の 他		%
合 計		1 0 0	%

販売先の例)

消費者への直接販売

○直売所での販売

- ・自ら運営する店舗で販売した場合
- ・他者が運営する朝市や定期市等のイベント出店で販売した場合

○インターネットでの販売

- ・インターネットによる自営のサイトやショッピングサイトを利用して消費者から直接受注し、販売した場合

○その他の方法での販売

- ・電話・FAX、郵送等により、消費者から直接注文を受けて販売した場合

その他

- ・食品以外の製造業へ販売した場合
- ・自社の子会社や系列会社へ販売した場合

(5) 令和7年度の水産物直売所の販売金額について、品目分類別に販売金額割合を記入してください。
また、品目ごとの産地別販売金額割合を記入してください。

品目分類		販売金額割合		産地別販売金額割合			
				計	自家（組合員）の生産物（%）	自家（組合員）の生産物以外 国内産（%）	自家（組合員）の生産物以外 輸入品（%）
117	魚 類	%	→	100%			
118	貝類・他水産動物	%	→	100%			
119	海 藻 類	%	→	100%			
120	水産加工品	%	→	100%			
121	そ の 他	%	→				
合 計		1 0 0	%				

品目ごとの計が100%になるように記入してください。

例) 117「魚類」：自家生産物：35%＋国内産：30%＋輸入品：35%
→ 合計100%

(6) 水産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。
また、売場面積（商品を販売するスペース。縦●m×横●mで算出。）を記入してください。敷地面積ではありません。

122	自己所有施設	1	→	125	売場面積	m ²
123	賃貸 量販店のインショップ	1				
124	賃貸等 その他	1				

※漁業者（個人・団体）において運営する直売所が複数ある場合は該当するすべての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

(7) 令和7年度の水産物直売所の年間購入者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

126	年間購入者数	1千人未満	1
		1千～5千人未満	2
		5千～1万人未満	3
		1万～5万人未満	4
		5万～10万人未満	5
		10万～20万人未満	6
		20万～50万人未満	7
		50万人以上	8

【年間購入者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその人数を算出してください。

年間購入者数

= 1日当たりの購入者数×年間営業日数

例)・1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合

年間購入者数：150人×315日＝47,250人

→1万～5万人未満の番号「4」に○を記入

2. 他産業との連携状況

水産物直売所において他産業（301～311の項目）と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。**単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。**

他 産 業										
301	農協又は農林業者		①	306	外 食 産 業	①	311	行 政 機 関		①
302	製 造 業	食品製造業	①	307	観 光 産 業	①				
303		飼料・肥料製造業	①	308	ITサービス業	①				
304		その他製造業	①	309	その他の産業	①	312	他産業と連携して いない		①
305	流通・販売業		①	310	大学、試験研究機関等	①				

3. 従事者の状況

- (1) 令和7年度に水産物直売所の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

役員・家族の記入例） ・漁業者 → 役員、家族、経営者、代表者の人数を記入
・漁業協同組合等 → 役員、代表者、水産物直売所に携わった職員の人数を記入

区分			役員・家族 (経営者・代表者含む)		雇用			
					常雇い		臨時雇い	
201	男	65歳未満		人		人		人
202		65歳以上		人		人		人
203	女	65歳未満		人		人		人
204		65歳以上		人		人		人

※1 「役員」には、経営者や漁業協同組合の水産物直売所に携わった職員も含まれます。

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) 上記(1)の令和7年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産物直売所に従事した分を記入してください。他事業分は含みません。

205	年間雇用労賃	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産物直売所に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例）・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
日中繋がりのやすいご連絡先	

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

返信用封筒には秘密の保護のため、水産物直売所の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。